

さいたま都市計画地区計画の変更について

【宮原団地地区】

都市計画法第 16 条に基づく説明会の開催状況／

都市計画法第 16 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況／

都市計画法第 17 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第 397 号関係】

議案第 397 号

さいたま都市計画地区計画の変更について

【対象地区】

宮原団地地区

1 都市計画法第 16 条に基づく説明会の開催状況

(1) 説明会の開催状況

| | | |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 開催日時 | 令和元年 12 月 13 日 19:00～ | 令和元年 12 月 14 日 10:00～ |
| 開催場所 | 宮原団地住宅自治会集会所 | |
| 出席者数 | 17 名 | 24 名 |

(2) 意見の要旨

| 意見の要旨 | 意見に対する市の見解 |
|---|---|
| 地区計画の目標に維持・保全とあるが、維持・向上にできないか。また、建築工事時の周辺への配慮を追記できないか。 | 地区計画原案は、自治会からの依頼文書をベースに市と地元で協議のうえ、作成している。 変えてしまうと、地元で合意をとったものと変わってしまう懸念もあり、現段階で地区計画に盛り込むことは難しい。 |
| 戸建ての低層住宅を「中心とした」という表現では、低層戸建て住宅以外の割合が多いように捉えられてしまい、地元案とずれてしまうのではないか。合意形成に影響がなければ変えてほしい。 | 地区計画原案は、自治会からの依頼文書をベースに市と地元で協議のうえ、作成している。 地区整備計画の中で、具体的に制限をしているので、原案の目標でも、懸念している長屋や低層戸建て住宅以外のものが増えるということはない。 |

2 都市計画法第16条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

| | |
|----------|--------------------------|
| 地区名 | 宮原団地地区 |
| 縦覧の告示 | 令和元年12月13日 |
| 縦覧の期間 | 令和元年12月13日から令和元年12月27日まで |
| 意見書の提出期間 | 令和元年12月13日から令和2年1月6日まで |
| 縦覧者数 | 2名 |

(2) 意見書の提出状況

なし

3 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

| | |
|----------|------------------------|
| 地区名 | 宮原団地地区 |
| 縦覧の告示 | 令和2年2月14日 |
| 縦覧の期間 | 令和2年2月14日から令和2年2月28日まで |
| 意見書の提出期間 | 令和2年2月14日から令和2年2月28日まで |
| 縦覧者数 | 2名 |

(2) 意見書の提出状況

なし